

会議の名称	令和2年度第2回個人情報保護運営審議会
開催日時	※「開催方法の変更について」のとおり
開催場所	※「開催方法の変更について」のとおり
参加委員	(委員) 臼井雅子会長・日下直喜委員・嶋田節男委員・田村初恵 会長職務代理・當間丈仁委員・広井勝夫委員・水越久吉 委員 (欠席委員) なし
諮問案件	・令和2年度諮問第5号 まちの価値の向上に資する低層住居専用地域の 都市計画検討支援業務委託(都市計画課)
開催方法の変更について	令和2年度第2回個人情報保護運営審議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、従前の市庁舎に参集しての審議から、電子メールによる審議へ変更し、以下①から④までの手順において実施しました。 ① 委員各位は、質疑及び意見を市宛に6月25日(木)から29日(月)までにメールでお送りいただく。 ② 市は、7月1日(水)中に回答を返信する。返信は委員各位からの質疑及び意見を全て一括して全員に送る。 ③ 委員各位は、②を受け、さらに意見があれば、7月2日(木)から5日(日)までに市宛にメールでお送りいただく。 ④ 市は、①から③までをとりまとめ、会長へメールで送り、会長は答申内容を市へ返信する。
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 鳴海・高谷 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227
会 議 経 過	
<p>諮問審議</p> <p>○「まちの価値の向上に資する低層住居専用地域の都市計画検討支援業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。</p> <p>※委員意見及び都市計画課の回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 諮問書P. 1「2委託内容(1)」、P. 12「仕様書(案)4業務内容(1)基礎的な調査」、P. 13「②事例調査」、P. 20「10部外者との接触」等から、基礎的な調査には現況調査やヒアリングが含まれるよう見受けられる。これは、調査対象となる土地・建物に現在住まわれているかたと受託者が面談し、または世間話のような形で直接顔を合わせ、話を聞くということも含まれるのか。仮にそうであるとすれば、諮問書P. 2「3受託者が取扱う個人情報の種類」「4個人情報を取り扱う作業の留意点(4)」は、「登記事項要約書及び建築計画概要書」 	

に限定された記載のままで良いのか。

- 基礎的な調査は机上調査である。委託業務全体を通して、受託者が、直接住民等と関わる内容は無い。本件は、机上調査の一環として受託者が「登記事項要約書及び建築計画概要書」を取扱うため諮問するものである。
- 諮問書P. 20「仕様書(案)10部外者との接触」はどのような場面を想定しているのか。また、接触により個人情報を取扱う場合は、記録し、保管場所に保存、契約終了時に市に引き渡すようにすること。
- 当該規定は、万が一接触してしまった場合、事故等無いよう念のため規定したものである。よって、現在想定している具体的な場面はない。仮に接触が発生した場合には、委員ご指摘のとおりとする。
- 諮問書P. 20「仕様書(案)11法令遵守・個人情報保護等(2)②」について、「受託者が意図せず個人情報を取得した場合」とある。仮に受託者が現地調査をし、現地調査において受託者が見聞きした個人情報が調査記録に残る場合、受託業務終了後の当該調査記録の処分について、あらかじめ市と打ち合わせておく必要はないのか。
- 受託者が現地調査は行う予定はない。当該条文は念のため規定したものである。
- 諮問書P. 13「仕様書(案)4業務内容(1)②イ. ヒアリングによる事例調査」について、「市によるヒアリングを支援する」とは具体的に何を行うのか。ヒアリング項目の作成のみを行うのか、それともヒアリングを実際に手伝えるのか。
- 市が行うヒアリングの資料作成の支援を考えている。ヒアリングの同席等は行わない予定である。
- この委託作業において、受託者は何名の技術者もしくは作業員を従事させるのか。また、その者たちに自らの業務が個人情報を取扱うものであるという意識はあるのか。
- 1名の管理技術者のもと、3名の技術者が従事する予定である。4名とも20年以上の経験を有する技術者であり、事業者が定めた「個人情報保護マニュアル」に従って従事する。事業者としてもISO27001やプライバシーマークの登録をしておき、個人情報の取扱いに高い意識をもつ者に従事させるものと考えている。
- 個人情報保護の観点から、業務委託にあたっては提供する個人情報を必要最小限にすべきと考える。諮問書P. 2「3受託者が取扱う個人情報の種類」の「登記事項要約書」及び「建築計画概要書」に記載されている氏名について、登記簿等で公示されている事項であるが、本業務を進めるうえで個人の氏名が必要なのか説明してほしい。また、単に「個人」又は「法人」と記載するなど、情報提供の仕方を工夫することで氏名等を不要にした場合どのような支障があるのか。
- 本業務の実施にあたっては「登記事項要約書」や「建築計画概要書」に表示させている土地、建物に関する情報を必要としており、権利者及び建築主の氏名は必要としていない。受託者へは公簿そのものを紙資料として貸与することを予定しており、氏名はそれに付随して提供することになるものである。情報提供の方法の工夫について、市が取得する「登記事項要約書」や「建築計画概要書」を受託者に提供するにあたり、委員ご指摘のとおり上から紙を貼付したうえで「個人」や「法人」と書き換える方法や、公簿を黒塗りしたうえで写しをとり、その写しを提供する方法などが考えられる。しかし、本業務において対象とする土地は、1,000ha.以上であり、そこから都市計画緑地等の都市施設、道路等の区域などを除いたとしても所在する建物は膨大であり、取得する公簿も相当数にのぼると想定され、実務上、取得した全件の公簿について対応することが困

難であると考えている。「登記事項要約書」や「建築計画概要書」は誰でも取得、または閲覧できる情報であるが、取扱いの安全性を担保したうえで、提供する。

- 「登記事項要約書」や「建築計画概要書」の提供方法や、安全対策は万全か。
- 情報提供は、東村山市役所内において、市から受託者に手渡しし、その際に、提供した情報を列記した借用書を提出させる。受託者による運搬にはBOX開閉ログ記録や位置情報機能を備えたセキュリティBOX等を使用することとし、セキュリティBOX等が使用できない場合は、2名以上で搬送し、かつ施錠したBOXまたはカバンに格納させる。社用車での運搬の場合で、やむを得ず車から離れる際に携行できないときは、ワイヤーチェーン等で固定させる。作業場所は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の審査に適合・登録された受託者の執務室であり、ICカードによる入退室の管理がされている。また、作業時以外は鍵のかかるロッカーにて保管される。以上のことから、安全性は担保されていると考えている。
- 諮問書P. 1「2委託内容（1）基礎的な調査」で取り扱う個人情報、諮問書P. 2「3受託者が取り扱う個人情報の種類」の（1）から（4）までに限定されるとの理解でよいか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書P. 5「仕様書（案）5貸与資料（3）から（10）まで」の資料には、個人情報が含まれていないか。
- 含まれていない。
- 諮問書P. 2「4個人情報を取り扱う作業の留意点」について、作業場所に入出入りする社員の数は何人くらいか。
- 作業場所に入出入りする社員は30名程度で、そのうち4名が本件業務を担当する予定である。
- 作業場所における個人情報の取り扱い責任者を決めておいてほしい
- 契約時に「取得個人情報取扱責任者の届出」を提出させる。
- 「登記事項要約書」や「建築計画概要書」が調査の過程で外部に持ち出されることはないか。また、持ち出すことがあれば、記録し、確実に持ち帰り、保管場所に収めること。
- 市からの貸与時及び市への返却時を除き、当該書類を作業場所以外に持ち出されることはない。
- 諮問書P. 2「4個人情報を取り扱う作業の留意点（1）作業場所」について、ISO/IEC 27001審査に適合した作業室で作業を行うことや、プライバシーマークの登録番号がxxxx（08）号で大丈夫だと思うが念のため質問する。作業場所へのスマートフォン等個人のIT機器の持ち込みは厳しく管理されているという事で良いか。
- お見込みのとおりである。
- 諮問書P. 2「4個人情報を取り扱う作業の留意点（4）（5）」について、「作業には資料の原本を用い、複写はしない。」とあり、「個人情報の記載された紙資料をすべて返還する。」とある。これは、作業上「複写」は無いが「書写」はあるという事を意味しているのか？
- 後者の「紙資料」が示しているのは「登記事項要約書」及び「建築計画概要書」の「原本」である。それらの「書写」もしない。
- デジタルデータでの「書写」行為もしないのか。もし、するのであれば、デジタルデータの消去についても記述頂きたい。媒体の種類、消去方法、使用ソフト名とバージョンの明記である。
- データ化も一切しない。

- 諮問書P. 1「2委託内容(1)②」に「先行事例を調査する」とあるが、具体的な場所はどこか。
 - 清瀬市などを想定している。
- 諮問書P. 1「2委託内容(1)①」について、基礎的な現況調査はほとんどが第一種低層住宅専用地域である。調査する中で、管理されているが住んでいない家も含め、所謂空き家が発見された場合、空き家担当所管と情報の共有をすることができないのか。空き家も増加しており、継続的な把握が必要である為このようなご意見をさせていただいている。
 - 空き家、空き地等の増加が、住宅地にとっての課題であると認識しているが、本業務において、建物が空き家等であるかどうかを把握することはできない。
- 諮問書P. 1「2委託内容(3)」について、今回は低層住居専用地域の都市計画についての検討であるが、市内にはまとまった面積がある準工業地域がない為、市内で移転を考えている企業にも対応できない。今回の調査後、準工業地域への用途変更等の可能性はあるのか。
 - ご指摘いただいている準工業地域の課題について認識しているが、現に住宅が多く立地している地区の用途地域を準工業地域に変更することは難しいと考えている。本業務とは別になるが、課題解決の方法として、例えば、特別用途地区や地区計画といった手法などを用いて、個別地域の現況やまちづくりにあわせて、きめ細やかな規制、誘導に努めていきたいと考えている。
- 諮問書P. 2「3受託者が取扱う個人情報の種類」について、「登記事項要約書」及び「建築計画概要書」のひな型(見本)が諮問書に添付されていないが何か理由があるのか。
 - (情報公開係長) 添付していないことに積極的な理由はなく、取り扱う個人情報が、データなのか文書なのか、またどのような様式に落とし込まれるのかなどを具体的に分かるものとして添付する必要があった点について失念していた。
- 諮問書P. 12「仕様書(案)2業務の目的」に、「東村山市のまちの価値を向上させ、多世代が安全で快適に暮らせる、持続可能な住宅都市を実現させる」とあるが、「安全」の中には自然災害も含まれているのか。昨年の台風19号の際に、市も冠水の被害を受けたと聞いている。地震については予知が難しいと思うが、台風や豪雨については予知ができると思う。計画の見直しに際し、そういった部分の見直しはあるのか。
 - 「安全」のなかに自然災害に対しての概念も含まれている。台風、豪雨や地震等の災害に強いまちの形成は、主要な検討項目と考えている。検討対象となるものとして、建物の敷地面積についての規制、建物について防火に資する材料等に関する規制や建物の大きさに関する規制等がある。河川や市街地などの整備を伴うものではないため、お住まいのかたが住宅の更新をされるときや、規模の大きな土地利用転換があった機会に、緩やかな更新を誘導するものと考えている。

(以下、答申に際するまとめ)

- 契約時に必ず「取得個人情報取扱責任者の届出」を提出させること。
- 万が一「登記事項要約書」や「建築計画概要書」に掲載されている関係者と接触する場合は、プライベートに関わる事項に触れたり言及されたりしないよう、プロ意識を常に持って業務にあたるよう指導すること。
- 受託者へ提供する「登記事項要約書」や「建築計画概要書」は、コピーではなく市の保管する原本を預けると理解する。その取り扱いには厳重を極めるよう、改めてお願いする。

- 個人情報 は市役所にて手渡しで行うとし、その運搬にはセキュリティBOX等を使用することとされ、セキュリティBOX等が使用できない場合は2名以上で運搬し、かつ施錠したBOXまたはカバンに格納させるとのことである。この個人情報の受渡及び運搬について、仕様書等受託者と取り交わす書面に明記すること。
- ヒアリングには受託者が同席しない「予定」だと説明を受けた。万が一、同席される際には、ヒアリングに参加する市民や関係者などの個人情報および営業情報等が必要以上に開陳されないよう、ヒアリングのやり方を工夫するとともに、書類等に個人情報等が記載された場合には、責任を持って市が回収し確実に処分すること。また、個人情報が開陳されるヒアリングに受託者が同席した場合は、速やかに本審議会に書面でその内容を報告されたい。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。